行政報告⑥

東京都の気候変動対策

ーキャップ&トレード制度の現状ー



(1)総量削減義務と排出量取引制度

対象範囲	前年度の燃料、熱、電気の使用量が、原油換算で1500 kl以上 1332事業所(2009年3月末時点) ・オフィスビル等の業務部門:約8割 ・工場等の産業部門:約2割 (都内の主要な超高層ビル、官庁も対象)
総量削減義務の 対象者	対象となる事業所の所有者 届出により所有者に代わって、又は所有者と共同で義務者となることも可 (一定規模以上のテナント事業者も義務者となることも可能)
削減計画期間	第一計画期間:2010~2014年度 第二計画期間:2015~2019年度
削減義務対象ガス	燃料、熱、電気の使用に伴い排出されるCO2

◆削減義務率(第一計画期間)

	区分					
I -1	オフィスビル等^{※1}と地域冷暖房施設 (「区分 I −2」に該当するものを除く。)	8%				
I -2	オフィスビル等 ^{※1} のうち、 地域冷暖房等を多く利用している ^{※2} 事業所	6%				
П	区分 [-1、区分 [-2以外の事業所(工場等※3)	6%				

* 第二計画期間における削減義務率

見通し:約17%程度(第二計 画期間開始前に決定)

- ※1 オフィスビル、官公庁庁舎、商業施設、宿泊施設、教育施設、医療施設等
- ※2 事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上
- ※3 工場、上下水施設、廃棄物処理施設等



(2)トップレベル事業所

- ・地球温暖化対策推進の程度が極めて優れた事業所
 - ⇒トップレベル事業所に認定(削減義務率を1/2に減)
- ・地球温暖化対策推進の程度が特に優れた事業所
 - ⇒ 準トップレベル事業所に認定(削減義務率を3/4に減)
- ■第一区分事業所の申請状況(申請期間2010年11月1日~2011年1月4日)

	オフィス ビル	公共 施設	商業 施設	地域 冷暖房	その他	合計
トップレベル事業所	19	1	0	2	0	22
準トップレベル事業所	24	1	1	5	2	33
合 計	43	2	1	7	2	55

※2011年5月末 決定予定

- ■第二区分事業所(工場、上下水道施設、廃棄物処理施設等)
 - · 申請期間 2011年2月1日~2011年3月31日

◆認定基進

評価区分	区分I(事務所等) 区分I(DHC)			工場他		上水道施設		下水道施設		也設	廃棄物処理施設		地設					
計圖区力	必須	一般	加点	必須	一般	加点	必須	一般	加点	必須	一般	加点	必須	一般	加点	必須	一般	加点
I. 一般管理事項	23	4	1	23	3	1	22	6	1	22	6	1	22	6	1	22	6	1
Ⅱ. 設備及び建物の性能に関する事項	26	39	45	22	31	30	16	50	124	14	29	92	18	42	93	16	33	97
Ⅲ. 設備及び事業所の運用に関する事項	25	56	9	23	47	9	35	61	49	25	49	31	25	48	34	26	42	31
小 計	74	99	55	68	81	40	73	117	174	61	84	124	65	96	128	64	81	129
計 (必須+一般)	22	8 (17	3)	18	9 (14	9)	36	4(19	0)	26	9(14	5)	28	9(16	11)	27	4(14	5)

・トップレベル事業所:総合得点が80.0点以上

準トップレベル事業所:総合得点が70.0点以上

(3)総量削減義務の履行手段

1 自らの事業所で削減

高効率なエネルギー消費設備・機器への更新や運用対策の推進 など

- 2 排出量取引 都基準によりクレジット化した削減量を取引で取得
- ①超過削減量:対象事業所が義務量を超えて削減した量
- ②中小クレジット:都内中小規模事業所において認定基準に基づく対策に よる削減量
- ③都外クレジット:都外の大規模事業所の省エネ対策による削減量(削減 義務量相当を超えた量に限る)
- ④再エネクレジット:再生可能エネルギー環境価値(グリーンエネルギー 証書、生グリーン電力等を含む。)
- ☆①~④の量は、検証を経て、都に認定されることが必要(グリーンエネルギー証書については、既に認証手続を経ているので、都の検証機関の検証は不要)

(4) 検証

・検証を要するもの

本制度対象事業所:

検証により、排出量・削減量 の値の正確性を確認

基準排出量の申請(当初のみ)、排出量の報告(毎年度)、 トップレベル事業所の認定申請(認定を希望する場合)、 削減義務の対象とならないガスの削減量の認定(認定を希望する場合)

その他の事業所:

排出量取引に利用する削減量や

※グリーンエネルギー証書化されたもの については、改めて都の検証は不要

再生可能エネルギー環境価値※の認定(認定を希望する場合)

・検証機関の要件

- 都内の営業所ごとに1人以上の検証主任者を置くこと
- 検証業務の管理・精度確保に関する文書を作成すること
- 検証業務を行う部門及び検証業務の管理・精度確保を行う部門を置くこと(それぞれに検証主任者を置くことが望ましい)。

・登録済の検証機関

環境局HPに順次掲載(登録済の検証機関のページを参照)※33機関が登録(2011年4月)

(5) 登録検証機関

平成23年4月30日現在

登録番号	検証機関の名称	登録区分						
		1	2	3	4	5	6	7
1	テュフズードジャパン株式会社			Δ				
2	ビューローベリタスジャパン株式会 社	0	0	0		0	0	0
3	財団法人日本品質保証機構	0	0	0	0	0	0	0
4	株式会社イーアンドイープラニング	0		0				0
5	アイ・ビー・テクノス株式会社	0	0			0	0	0
6	株式会社マネジメントシステム評価 センター	0	0	0	0	0	0	0
7	日本検査キューエイ株式会社	0	0	0				0
8	株式会社トーマツ審査評価機構	0	0	0	0	0	0	0
9	KPMGあずさサステナビリティ株式 会社	0	0					0
10	社団法人日本能率協会	0	0	0			0	0
11	財団法人建材試験センター	0		0			0	0
12	ロイドレジスタークオリティアシュ アランスリミテッド	0	0	0		0	0	0
13	株式会社日本スマートエナジー		0		0	0	0	0
14	株式会社パデセア			0				0
15	SGSジャパン株式会社	0	0	0	0	0	0	0
16	株式会社新日本サステナビリティ研 究所	0						0
17	株式会社JACO CDM	0		0				0
18	株式会社ピーエーシー環境モード							0

登録番号	検証機関の名称	登録区分						
		1	2	3	4	5	6	7
19	株式会社テクノプランニング	0						0
20	ムーディー·インターナショナル サーティフィケーション株式会社			0				0
21	財団法人日本ガス機器検査協会	0	0	0		0	0	0
22	社団法人日本プラント協会			0				0
23	BSIグループジャパン株式会社	0	0	0				0
24	ペリージョンソンレジストラーク リーンディベロップメントメカニ ズム株式会社							0
27	シー・アイ・ジャパン株式会社		0	0	0			0
28	NKSJリスクマネジメント株式 会社	0	0			0		0
29	株式会社ビルディング・パフォー マンス・コンサルティング							0
30	大星ビル管理株式会社	0	0			0	0	0
31	財団法人日本規格協会							0
32	株式会社あらたサステナビリティ 認証機構	0	0			0	0	0
33	財団法人省エネルギーセンター	0				0	0	0
34	株式会社EQA国際認証センター	0						0
35	JFEテクノリサーチ株式会社							0

※登録区分 1:特定ガス・基準排出量(新規事業所) 2:都外クレジット、都内中小クレジット 3:その他ガス削減量 4:再エネクレジット 5:トップレベル事業所(区分 I) 6:トップレベル事業所(区分 I) 7:特定ガス・基準排出量(既存事業所) \triangle は、休止を示す。

(6)排出量取引一削減量口座簿の仕組み

◆削減量口座簿とは ※2011(平成23)年度から稼動

クレジットの発行、移転、削減義務への充当などの記録を管理するための仕組み(電子システム)。削減量口座簿上の記録は、事業者からのクレジットの発行、振替等の申請に基づき、都が行う。

◆削減量口座簿の仕組み ~指定管理口座と一般管理口座の役割

- ●指定管理口座 : 義務対象事業所の義務履行に向けた状況を表す管理簿
 - •開設者:義務対象事業者
- ●一般管理口座 : 取引を行う者が開設する。取引対象となるクレジット等の所有状況を記録
 - •開設者:義務対象事業者及び取引参加者(義務対象事業者以外で取引に参加を希望する者)
- ●知事の管理口座:義務対象事業所の義務充当の記録など、制度運用のために必要な口座

◆排出量取引運用ガイドライン(2011年3月)

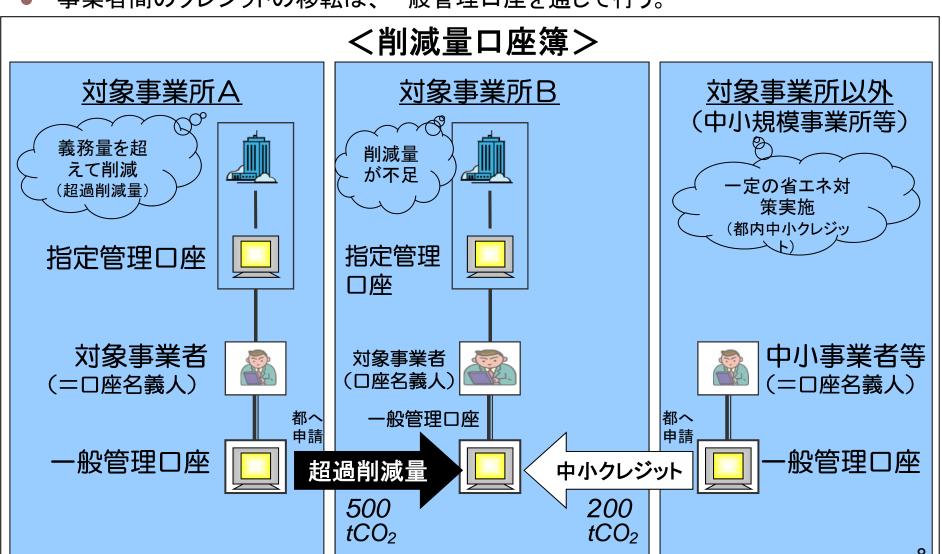
■主な内容

- ・削減量口座簿の仕組み
- ・口座開設、クレジット等に係る申請
- ・都が公表する情報
- 排出量取引市況の把握、価格高騰対策、

- 都によるオフセットクレジットの販売
- ・不正取引への対応方針

排出量取引のイメージ

- すべての取引は、都が管理する削減量口座簿(電子システム)に記録される。
- クレジットは、都への申請に基づき、売主から買主の口座に移転される。
- 事業者間のクレジットの移転は、一般管理口座を通じて行う。



(7) キャップ&トレード制度開始後の主なスケジュール

平成22(2010)年3月

指定地球温暖化対策事業所の指定 (1332事業所)

平成22(2010)年9月末

基準排出量等の決定申請提出 (削減義務率と削減義務量の確定)

平成22(2010)年11月末

地球温暖化対策計画書提出

平成22(2010)年12月末

トップレベル事業所(区分 I)の認定申 請提出

平成23(2011)年3月末

トップレベル事業所(区分Ⅱ)の認定申 請提出

排出量取引ガイドラインの公表

平成23(2011)年4月 排出量取引開始

5月17日~20日 排出量取引運用ガイドライン等説明会

5月17日、18日 緊急節電・省エネセミナー

5月24日、26日 検証主任者講習会(埼玉県共同開催)

5月末(予定) トップレベル事業所(第1区分)**認定結果公表**

6月14日 緊急節電・テナントセミナー

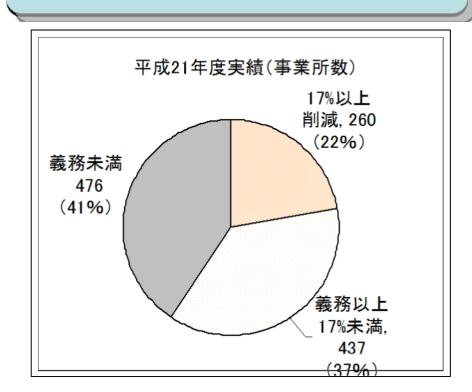


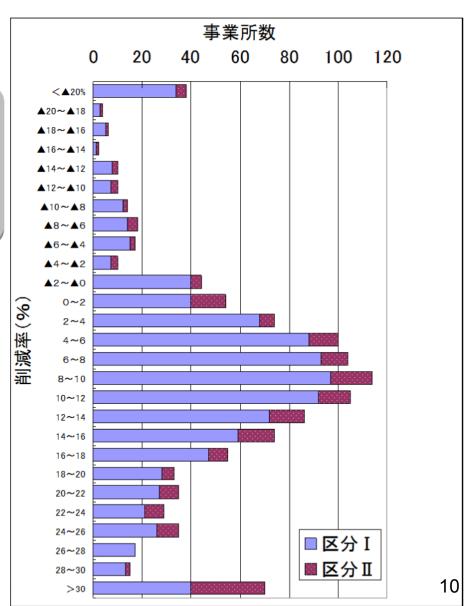
(8)地球温暖化対策計画書の暫定集計結果

削減義務対象事業所の21年度排出実績

景気低迷の影響もあるが、排出削減が進捗

- □ 義務率以上に削減した事業所59%
 - >義務率以上に削減した量 82万 t
- □ 17%以上削減した事業所22%
 - > 17%以上削減した量 33万 t





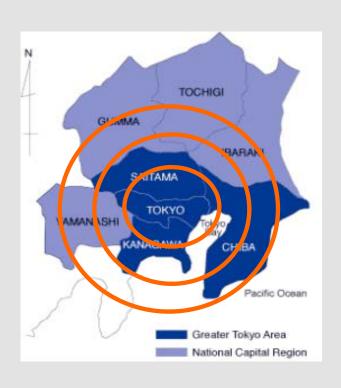
(9) 地球温暖化対策計画書の暫定集計結果

	用途	事業所数	削減義務率に不足する量	削減義務率以上の削減量	
	713.85	予 未/// 数	(t-CO2) 不足量を一表記	(t-C02)	うち17%以上
穿	E I 区分計	974	-388, 827	438, 376	137, 859
	事務所	504	-152, 724	265, 055	87, 858
	情報通信	51	-128, 907	6, 236	3, 166
	放送局	5	-1, 299	396	0
	商業	151	-19, 825	33, 202	4, 948
	宿泊	42	-10, 934	15, 674	598
	教育	59	-29, 180	9, 375	2, 947
	医療	64	-20, 139	23, 429	4, 404
	文化	26	-6, 644	8, 316	1, 447
	物流	23	-9, 400	5, 138	1, 320
	熱供給	49	-9, 774	71, 555	31, 170
穿	耳区分計	199	-81, 793	379, 946	187, 493
	工場・その他	141	-37, 047	335, 557	166, 003
	水道・下水道	42	-40, 537	16, 720	2, 682
	廃棄物処理	16	-4, 208	27, 669	18, 808
4	計	1, 173	-470, 619	818, 322	325, 352

(10) 首都圏キャップ&トレード制度に向けた取組

世界最大の大都市圏域

1都3県の経済規模:165兆円 GHG排出量:2億5千万トン



東京都

- ☞ 東京·埼玉·神奈川·京都·大阪の共催で 全国自治体会議を開催(2011年2月)
- ☞ 埼玉県:目標設定型排出量取引制度 (2011年度から開始)

【連携内容】

- 1 超過削減量の相互利用 基準排出量15万 t 超の事業所を除く
 - 2015年度<mark>から取引可</mark> 中小クレジットの相互利用
- 2 中小クレジットの相互利用 2012年度から取引可
- ■3 検証主任<mark>者講習会の共</mark>同開催、 登録手続きの簡素化

首都圏へ

中小規模事業所のCO2排出量の集計結果(暫定値)

地球温暖化対策報告書制度

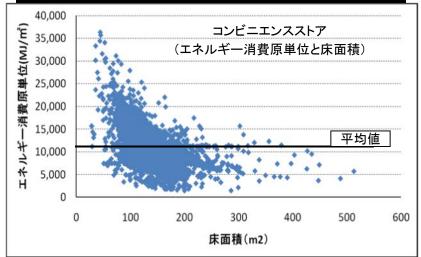
- 対象: 都内中小規模事業所
- □ 同一法人が設置する複数の事業所(30kl以上)の エネルギー使用量の合計が原油換算3,000kl以上
 - → 提出義務
- □ 上記以外の中小規模事業所 → 任意提出
- 報告内容 前年度のエネルギー使用量、CO2排出量、 地球温暖化対策の実施状況

地球温暖化対策報告書(2009年度実績) の集計結果(暫定値)

	事業者数	事業所数	09年度排出量
義務提出	272	20, 124	458万t
任意提出	1, 211	11, 052	55万t
合 計	1, 483	31, 176	513万t

☞ 大規模事業所の基準排出量(約1,200万t) とあわせると、都内の産業・業務部門における温室 効果ガス排出量の約6割に相当

用途	集計事 業所数	CO2排出原単位 (kg-CO2/㎡)	エネルギー消費 原単位(MJ/㎡)
事務所	474	78	1, 944
テナントビル	2, 181	101	2, 509
情報通信	225	172	4, 401
飲食店	3, 262	526	12, 624
コンビニ	5, 675	450	11, 664
百貨店・スーパー	495	240	6, 060
ホテル	172	105	2, 332
小中学校	1, 417	20	455
高等学校	182	19	445
病 院	50	108	2, 469
文化施設	248	68	1, 682
運輸•郵便	457	75	1, 949
公共施設	2, 058	79	2, 009



Tokyo Climate Change Strategy

